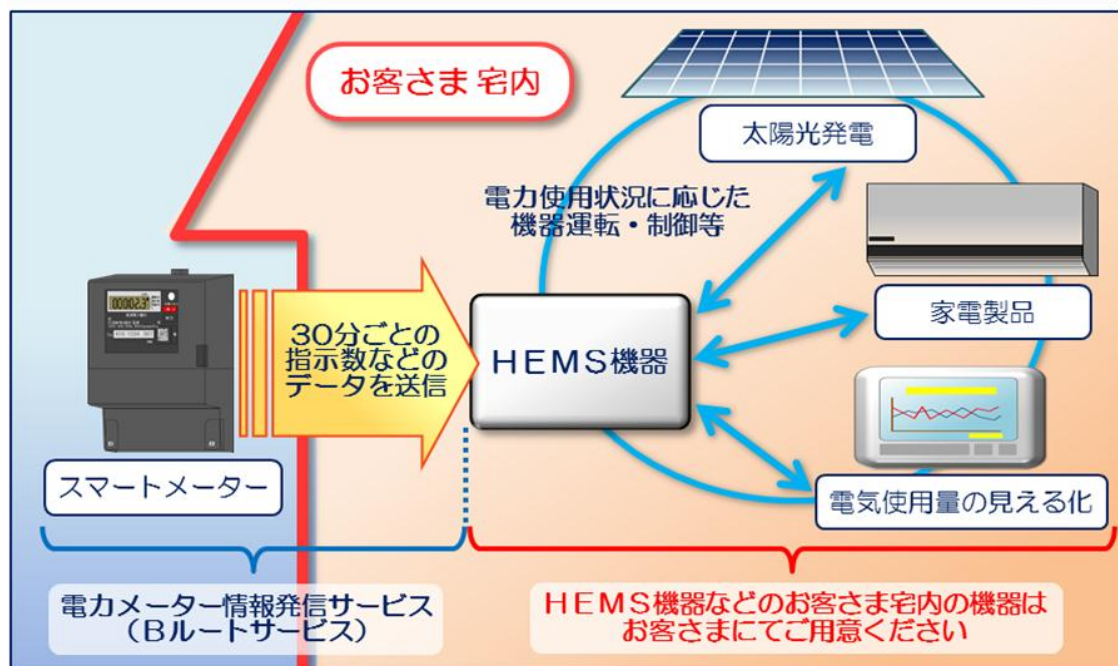


スマートメーターを活用した電カメーター情報発信サービス (Bルートサービス)の概要等について

1. 電カメーター情報発信サービス (Bルートサービス) のイメージ



2. 電カメーター情報発信サービス (Bルートサービス) の対象となる お客様

スマートメーター対応のHEMS機器[※]をご用意いただけるお客様が、本サービスの対象となります。なお、お客様が使用されている電気設備の状況等により、サービスの対象とならない場合があります。

※スマートメーター対応のHEMS機器は、以下に掲載されておりますので、お申込みにあたりましては、以下をご参照いただきますようお願いいたします。

エコーネットコンソーシアム ホームページ

(「認証制度」－「認証済み製品リスト SMA仕様」に掲載)

3. スマートメーターの設置対象の拡大について

項目	これまで	平成27年10月以降
設置タイミング	現在設置しているメーターの検定有効期間満了を迎えるものから順次取替え	左記に加え、新築による電気ご使用の新たなお申込み等に対しても設置
対象契約メニュー	従量電灯B、従量電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、農事用電力A	深夜電力、融雪用電力を除くすべての契約メニューを対象

※当社は、平成35年度末までに、当社サービスエリア内のすべてのお客さまにスマートメーターを設置することとしております。

《参考》スマートメーター設置のスケジュール

年度	H26	H27	H28	H29	～	H35
スケジュール						

平成27年1月より、一部契約メニューについて、検定有効期間満了を迎えるものから順次、取替え開始。

平成27年10月より、深夜電力、融雪用電力を除くすべての契約メニューが検定有効期間満了による取替えの対象。また、新築による電気ご使用の新たな申込み等に対しても設置。

以上